

時：日時 所：場所 内：内容 講：講師 対：対象 定：定員 ￥：料金 持：持ち物 申：申込方法 問：問い合わせ

i 森林法改正に伴う伐採届出の記載事項追加の案内

内 茅野市の森林整備計画区域内の立木の伐採を行うときは、森林法の定めにより「伐採及び伐採後の造林の届出書」(以下伐採届)の提出をお願いしていますが、令和4年4月1日から改正森林法が施行となり、伐採届に記載いただく事項が追加となっています。

【変更点】

以下の記載事項を追加

- ①集材の方法(伐採した木を搬出する場合のみ)
- ②伐採又は伐採後の造林を委託する場合、その委託先の住所(所在地)、氏名(名称)、電話番号
- ③伐採後の造林にかかる鳥獣害の防止の方法(伐採後に造林が必要となる場合のみ)

【変更となる時期と記載要領について】

令和4年4月1日以降に伐採届を提出していただく場合には上記の変更が適用となります。

追加となった事項は、伐採届の4備考の欄にご記入ください。

申 茅野市役所5階農林課林務係窓口または、茅野市ホームページに様式があります。必要書類を添付の上、農林課 林務係へご提出ください。

※ 伐採届に関する不明点については、農林課 林務係へお問い合わせください

問 農林課 林務係 ☎0266-72-2101(内線405)

i 立木の伐採届出の案内

内 茅野市の森林整備計画区域内の立木の伐採を行うときは、森林法の定めにより「伐採及び伐採後の造林の届出書」の提出が必要です。

【伐採届】

森林や立木の伐採をする場合は、事前の届出が必要です。伐採届の提出は、伐採を行う90日前から30日前までに必要となりますので、早めの手続きをお願いします。

また、災害等に際し、緊急に伐採する場合は、事後の届出が必要となります。判断が難しい場合はお問い合わせください。

【別荘分譲地内での立木の伐採】

別荘分譲地内での立木の伐採については、管理事務所への申請が必要となる場合があります。伐採前に各管理事務所へ確認してください。

申 茅野市役所5階農林課林務係窓口または、茅野市ホームページに様式があります。必要書類を添付の上、農林課林務係へご提出ください。

※ 伐採予定地が茅野市の森林整備計画区域内に含まれているかの確認は、農林課林務係へお問い合わせください。

問 農林課 林務係 ☎0266-72-2101(内線405)

i 浄化槽の適正管理で美しい水環境を！

内 浄化槽は、微生物の働きを利用して汚水を浄化する設備です。微生物が活動しやすい環境を保つために適切な維持管理が必要です。保守点検、清掃を行い、定期的に法定検査を行いましょう。

【保守点検】

設備が適切に動き、いつもきれいな処理水を保つため、定期的に槽内の微生物の管理や装置の点検、調整をしましょう。作業は県知事の登録を受けた業者に依頼してください。

【清掃】

浄化槽内にたまった污泥、異物などを抜き出し、浄化槽内の調整・洗浄をしましょう。污泥がたまりすぎると、水質低下や悪臭の原因になります。作業は市の許可を受けた以下の清掃業者に依頼してください。

■清掃業者
㈱茅野市清掃協会
☎0266-72-7722

【法定検査】

浄化槽は車検と同じように法定検査を受けることが義務づけられています。新設後3か月から8か月の間に検査をし、その後は年一回の検査が必要です。法定検査の受検については、以下までお問い合わせください。

■法定検査についての問い合わせ
(公社)長野県浄化槽協会 検査センター諏訪分室 ☎0266-53-6201

問 環境課 公害衛生係
☎0266-72-2101(内線265)

情報ネットワーク

要点のみを掲載しています。
詳しい内容は、各担当課・各施設・ホームページなどをご確認ください。



茅野市
ホームページ

i お住まいの地域には、助け合いのつながりがありますか

内 コミュニティ組織立ち上げ支援および区・自治会への加入

あなたのお住まいの地域では、ご近所同士でお互いに助け合うことができますか。近年、各所で地震や豪雨などの自然災害が発生しています。防災や防犯、福祉の面でもご近所同士の助け合い、支え合いはとても大切です。茅野市には98の区や自治会があり、安全・安心で住みよい地域づくりのために大きな役割を果たしています。区・自治会がない地域で、助け合いや支え合いの組織をお考えの場合は、お近くの地区コミュニティセンターにご相談ください。

また、区・自治会に加入していない方は、お住まいの地域の区・自治会に加入して一緒に地域づくりに参加しましょう。

問 パートナーシップのまちづくり推進課(市民活動センター内)
☎0266-75-0633

Information

お知らせ

i 別荘所有者(家屋敷税の課税者)が受けられるサービス

内 【公共交通(路線バス)】

家屋敷税課税対象となっている方および同居親族のうち、65歳以上の方は茅野市が発行する公共交通(路線バス)利用者証を提示することにより、1回当たり上限300円の運賃で乗車できます。(対象外路線あり)

公共交通(路線バス)利用者証の発行は、身分証明書を持参の上、地域福祉課窓口にてお手続きください。

【市営温泉施設】

家屋敷税課税対象となっている方および同居親族の方は、「アクアランド茅野」、「河原の湯」、「金鶏の湯」、「縄文の湯」、「望岳の湯」、「塩壺の湯」を利用される場合、市民料金でご利用できます。

※ 温泉施設の場所や営業時間等の詳細は11ページをご覧ください。

問 地域福祉課 福祉21推進係
☎0266-72-2101(内線303)

資源物の分別収集

問 美サイクルセンター
☎0266-72-2905

茅野市ホームページ
資源物・不燃物の出し方



茅野市では、9種類19品目の分別により資源物・不燃物を収集しています。市に直接出すときは、茅野市の分け方、出し方に従ってリサイクルステーションに出してください。※法人、事業所は利用できません。別荘地では、それぞれの管理事務所などのルールにより、ごみを処理しています。詳細は管理事務所にお問い合わせいただき、それぞれのルールに従って出してください。

【資源物の分け方・出し方】 ※詳細はホームページをご覧ください。

●リサイクルステーション

- ・諏訪南リサイクルセンター 月～土曜日 9時～16時30分
- ・茅野環境館 駐車場 毎週日曜日 10時～15時
- ・玉川地区コミュニティセンター 第2金曜日・第4木曜日 7時30分～9時
- ・市内大型スーパー駐車場 第2・第4土曜日 14時～16時

【せん定木のチップ化事業】

茅野市では、チップ化事業を行っています。諏訪南清掃センターでせん定木の受け入れとウッドチップの配布をしています。詳細につきましては、美サイクルセンターにお問い合わせください。